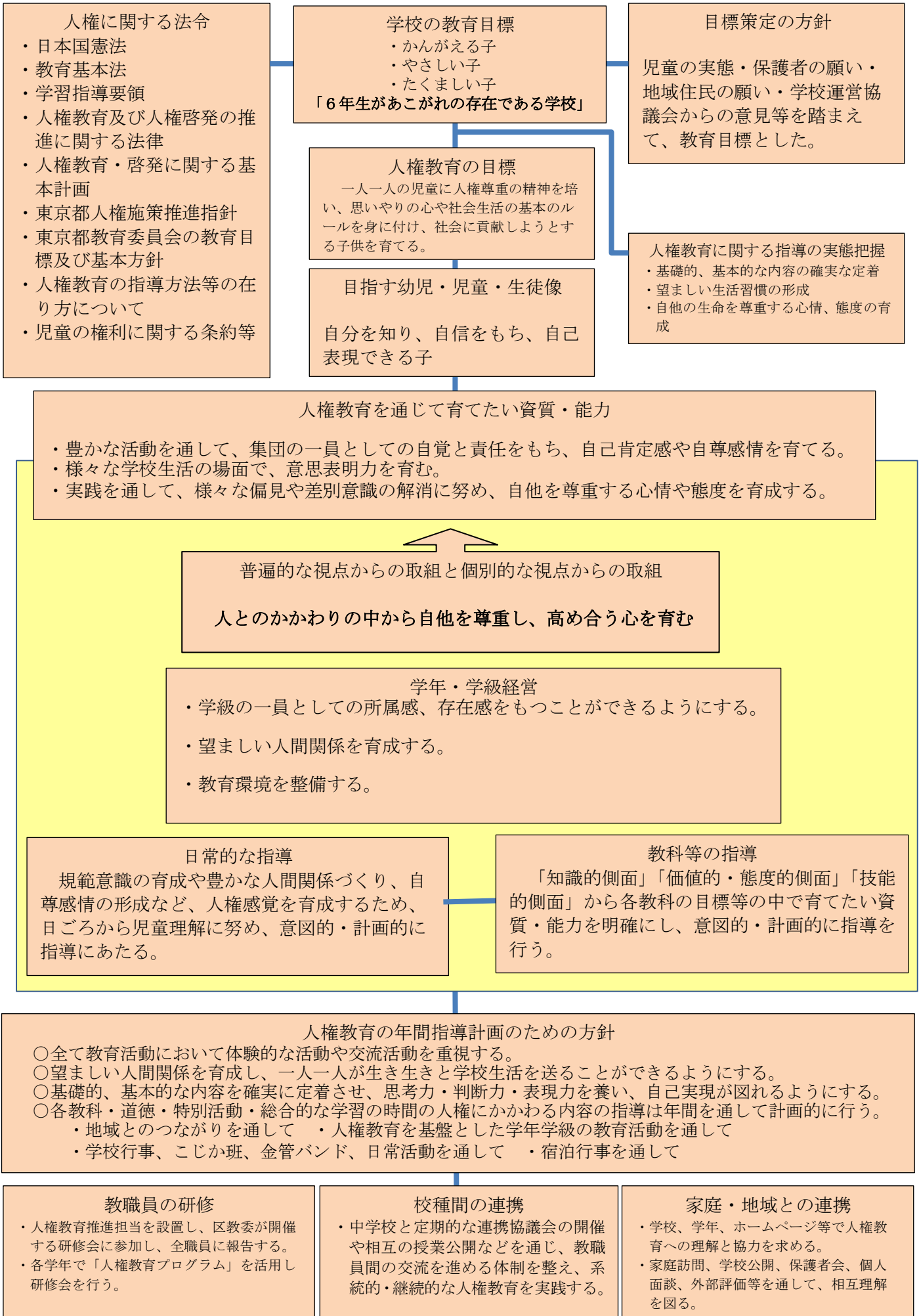


令和8年度 江戸川区立鹿本学校人権教育全体計画



人権に関する法令

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約等

学校の教育目標

- ・かんがえる子
- ・やさしい子
- ・たくましい子

「6年生があこがれの存在である学校」

目標策定の方針

児童の実態・保護者の願い・地域住民の願い・学校運営協議会からの意見等を踏まえて、教育目標とした。

人権教育の目標

一人一人の児童に人権尊重の精神を培い、思いやりの心や社会生活の基本のルールを身に付け、社会に貢献しようとする子供を育てる。

目指す幼児・児童・生徒像

自分を知り、自信をもち、自己表現できる子

人権教育に関する指導の実態把握

- ・基礎的、基本的な内容の確実な定着
- ・望ましい生活習慣の形成
- ・自他の生命を尊重する心情、態度の育成

人権教育を通じて育てたい資質・能力

- ・豊かな活動を通して、集団の一員としての自覚と責任をもち、自己肯定感や自尊感情を育てる。
- ・様々な学校生活の場面で、意思表示力を育む。
- ・実践を通して、様々な偏見や差別意識の解消に努め、自他を尊重する心情や態度を育成する。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

人とかかわりの中から自他を尊重し、高め合う心を育む

学年・学級経営

- ・学級の一員としての所属感、存在感をもつことができるようにする。
- ・望ましい人間関係を育成する。
- ・教育環境を整備する。

日常的な指導

規範意識の育成や豊かな人間関係づくり、自尊感情の形成など、人権感覚を育成するため、日ごろから児童理解に努め、意図的・計画的に指導にあたる。

教科等の指導

「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」から各教科の目標等の中で育てたい資質・能力を明確にし、意図的・計画的に指導を行う。

人権教育の年間指導計画のための方針

- 全て教育活動において体験的な活動や交流活動を重視する。
- 望ましい人間関係を育成し、一人一人が生き生きと学校生活を送ることができるようにする。
- 基礎的、基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を養い、自己実現が図れるようにする。
- 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の人権にかかわる内容の指導は年間を通して計画的に行う。
 - ・地域とのつながりを通して
 - ・人権教育を基盤とした学年学級の教育活動を通して
 - ・学校行事、こじか班、金管バンド、日常活動を通して
 - ・宿泊行事を通して

教職員の研修

- ・人権教育推進担当を設置し、区教委が開催する研修会に参加し、全職員に報告する。
- ・各学年で「人権教育プログラム」を活用し研修会を行う。

校種間の連携

- ・中学校と定期的な連携協議会の開催や相互の授業公開などを通じ、教職員間の交流を進める体制を整え、系統的・継続的な人権教育を実践する。

家庭・地域との連携

- ・学校、学年、ホームページ等で人権教育への理解と協力を求める。
- ・家庭訪問、学校公開、保護者会、個人面談、外部評価等を通して、相互理解を図る。